

## 委員会と分科会の役割（案）

内閣府独立行政法人評価委員会及び両分科会との間の審議事項の分担は下記のとおりとし、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第3条に基づく分科会での議決事項は下表の分科会の項に記述されている事項とする。

委 員 会	分 科 会
<p>(1) 委員会の運営等に必要事項            ①委員長の互選            ②委員会議事規則の制定・改正            ③分科会の議決をもって委員会の議決とする事項の議決</p> <p>(2) 主務大臣への意見の申出            ①業務方法書の作成、変更            ②中期目標の制定、変更            ③中期計画の作成、変更            ④中期目標期間終了後の法人の業務、組織の在り方            ⑤役員報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 独立行政法人への勧告（必要がある場合）            ①各事業年度の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等            ②中期目標期間の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等</p> <p>(4) 業務の実績評価            中期目標期間の実績評価</p>	<p>(1) 分科会の運営等に必要事項            ①分科会長の互選            ②分科会議事規則の制定・改正</p> <p>(2) 主務大臣への意見の申出            ①財務諸表の承認            ②毎事業年度の利益の処理            ③限度額を超える短期借入金            ④重要な財産の譲渡            ⑤積立金の処分</p> <p>(3) 業務の実績評価            各事業年度の実績評価</p>